

「市民も地域経営の担い手」

1. 目標

市民参加による協働のまちづくりを推進

2. 指標

	現状	2015年	2020年
市民参加に関する市民満足度	14%	20%	30%
審議会・委員会に占める公募市民委員の比率	12%	20%	30%
各種計画立案時の市民参画	未確認	100%	100%

3. 現状と課題

平成9年に「箕面市まちづくり理念条例」及び「箕面市市民参加条例」が制定され、

- (1) 市民がまちづくりの主体であること
- (2) 市の意思形成の段階から市民の意思が反映され、事業実施段階では市民と行政が協働してまちづくりを推進すること
- (3) 市長は市民がまちづくりに参加する機会を提供するとともに必要な行政情報を公開すること

等々、他の自治体に先駆けて市民参加、官民協働の推進を謳っていますが、残念ながら多くの市民がこれらの条例について周知せず、またまちづくりに参加できているわけではなく、これらの条例が十分に行政施策にいかされていません。

これらの条例の理念に沿って市民主体のまちづくりを推進するためには、市民にもっとわかりやすく情報を提供し、市政に関心のある市民を積極的に受け入れ、政策形成段階から市民の意思をきめ細かく反映させていく必要があります。また、実施段階では市民と行政がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し相互に補完し、協力し合わなければなりません。実施された施策や事業に対する評価や改善策の検討にも市民が参加します。

市民も協働の一方の担い手として機能するとともに、行政に依存せずに市民自身でできることは市民が担うという「自助」の精神を理解して行動すべきです。

4. 必要な取組

(1) 市民等が取り組むこと

- 市全体の利益を視野に入れ、市の未来にも責任感を持って、自主的かつ主体的に、また市民同士が協力し合ってまちづくりに参加する
- 行政に依存しなくても市民でできることは自助の精神で取り組む

(2) 市民等・行政が協働で取り組むこと

- 早急に「自治基本条例」を制定する（本件に関しては別途提言する）
- 市民協働で推進すべき事業を増やす
- 市民参加の意義について広く市民に理解されるよう、また市民参加への意欲を高めることができるように行政は広報（プレス発表などを通して一般紙も活用）、教育（参画意識啓発講座やセミナー開催）などに努め、市民もその機会を積極的に利用して、市政に参加する
- 「まちづくり市民会議」など新たな市民参画の場を行政と市民と協働で作り上げる

（３）行政が取り組むこと

- 政策形成の段階で市民が参加できる機会を増やす そのために多様な参加制度・参加しやすい環境を整備する
- まちづくりに重要な影響を及ぼす諸計画の策定・実施・評価・改善、条例の制定・改廃に当たっては、市民が参加する機会を保証する
- 予算策定、行政改革推進、行政評価等にも市民が参加する機会を保証する
- パブリックコメント制度が本来の機能を果たせるよう、市民への事前説明会、意見提出者に対する事後説明会を開催して、この制度への補完性を持たせる
- 市民が傍聴できる審議会、委員会等では傍聴者が発言できる機会を保証する また、会議録を速やかに（２週間以内）公表する
- 市民参加の制度は、特定の市民ばかりが参加することにならないよう配慮する。参加意識を啓発するセミナーなどを開催して、参加する市民の裾野を広げる。

５．まちづくりの効果

市民のニーズや価値観が一層多様化高度化する中で、それらを如何に行政の政策形成や事業実施にきめ細かく反映させ、市民満足度を高めるのか、行政は常にそのことに苦慮していますが、あらゆる段階で多くの市民が参加することにより多くの問題が解決します。市長や市会議員、市職員がすべての市民の意思を把握することは不可能ですので、市民参加の機会を増やして直接市民が発言することにより、市民の意思がこれまで以上に行政に反映されます。また、市民の持つ豊かな知識や社会経験も市の問題解決につながります。

また、実施段階での市民参加が実施内容を充実させるばかりでなく、行政のコストを引き下げ、財政の健全化に寄与することも可能です。